

試験委員会規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款に基づき、臨床検査士資格認定試験、遺伝子分析科学認定士資格認定試験及びPOCT測定認定士資格認定試験の実施に関する事項について定めることを目的とする。

第2章 試験委員会

(試験委員会の設置)

第2条 当法人は、前条の各試験を実施するため、試験委員会を設置する。

(委員)

第3条 試験委員会は、委員20名以内をもって組織する。

- 2 試験委員会の委員は、理事長、副理事長、試験担当理事が就任するほか、理事のうちから理事会の決議により選任される。
- 3 委員のうち1名を委員長、2名を副委員長とする。委員長は理事長が、副委員長は副理事長2名が務める。
- 4 委員の任期は理事の任期と同じとする。ただし、当該委員が理事に再任された場合において、当該委員を再任することを妨げない。
- 5 委員が理事でなくなった場合は、当該委員は委員の地位を喪失する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は委員長が年1回及び必要時に招集する。会議における討議、決議事項は理事会に報告し承認を受ける。

第3章 臨床検査士資格認定試験

(臨床検査士資格認定試験)

第5条 当法人は、臨床検査に関与する者の学術及び技術の向上を図り、もってわが国の医療の発展に寄与することを目的として、一般社団法人日本臨床検査医学会（以下「検査医学会」という。）との共催のもと、臨床検査士資格認定試験を実施する。

2 臨床検査士とは、臨床検査室等において医師の指示のもとに微生物学、寄生虫学、病理学、臨床化学、血液学、免疫血清学及び生理検査学等の検査を正しく行い得ることを認定された者をいう。

3 臨床検査士の資格を、以下の種別に分け認定する。

(1) 二級臨床検査士

臨床検査技師が検査技術の理論を理解するとともに、日常の検査に必要な基本的知識と技術を有していることを判定する。

具体的には、次のいずれかの科目の検査について、所定の資格認定試験を行う。

[微生物学（寄生虫学を含む）、病理学、臨床化学、血液学、免疫血清学、循環生理学、神経生理学、呼吸生理学]

(2) 一級臨床検査士

医療における臨床検査の意義を理解し、検査技術の熟達のみならず、検査技術の理論を理解するとともに、新しい検査法を適切に採り入れる能力を有する者であって、かつ、協調性をもち、検査室にあっては指導的技術者として日常検査業務を管理する能力を有していることを判定する。

具体的には、二級臨床検査士の資格取得後、すでに取得した二級の科目に該当する次のいずれかの科目の検査について、所定の資格認定試験を行う。

[微生物学（寄生虫学を含む）、病理学、臨床化学、血液学、免疫血清学、循環生理学、神経生理学、呼吸生理学]

(3) 緊急臨床検査士

緊急時における検査に対応できる臨床検査技師であることを判定する。

具体的には、一般検査学、臨床化学、血液学、輸血学、微生物学、生理検査学の6つの検査について、所定の資格認定試験を行う。

(認定試験の実施)

第6条 前条に定める臨床検査士資格認定試験は、それぞれ試験委員会が毎年1回実施する。

2 臨床検査士資格認定試験は、筆記試験、実技試験及び口答試験の方法により行う。

3 一級臨床検査士資格更新試験は、別に定める方法により行う。

4 当該年度の試験案内の公示は、原則として実施3か月前に行う。

5 試験会場は、別途定める。

(受験資格等)

第7条 各試験の受験資格は、以下のとおりとする。

(1) 二級臨床検査士

臨床検査技師国家試験に合格し、すでに登録を終えて、臨床検査技師の資格を有する者。

(2) 一級臨床検査士

臨床検査技師国家試験の資格取得後5年以上の実務歴又は教育歴を有し、かつ、当該科目の二級臨床検査士資格認定試験合格後3年以上の実務歴又は教育歴を有する者。

(3) 緊急臨床検査士

臨床検査技師国家試験に合格し、すでに登録を終えて、臨床検査技師の資格を有する者。

2 各試験の受験希望者は、願書提出時に、その職歴についての所属長等の証明書を提出することを要する。

(合格者の決定)

第8条 臨床検査士資格認定試験の合格者は、次項に定める予備判定会議及び第3項に定める合同判定会議による判定に基づき、試験委員会が決定する。

2 予備判定会議は、試験会場ごとに行うものとし、当該試験会場の試験実行委員を構成員とする。

3 合同判定会議は、試験委員会の委員及び各試験会場の主任試験実行委員を構成員とし、試験委員会が主催する。合同判定会議においては、試験会場ごとの予備判定会議の結果を踏まえ、合否を判定する。

4 受験者に対する合否の通知は、試験委員会が合格者を決定した後、個別に通知することによって行う。

(登録)

第9条 臨床検査士資格認定試験に合格した者は、それぞれ二級臨床検査士、一級臨床検査士又は緊急臨床検査士として登録される。

2 前項の者のうち認定証発行手数料を納付した者には、当法人及び検査医学会が発行する資格認定証を交付する。

(欠格、失格及び合格の取消し等)

第10条 次の各号に該当する者は欠格又は失格とする。

(1) 臨床検査に関して犯罪、不正又は本制度の主旨に反する行為があった者。

(2) その他、前号に準ずる行為があった者。

- 2 試験委員会は、不正の手段によって臨床検査士資格認定試験を受けようとする、若しくは受けた者に対して、その試験を受けることを禁止し、若しくは合否判定の対象としない。更に、5年以内の期間を定めて臨床検査士資格認定試験を受けることを禁止する。

(試験統括責任者)

第11条 試験委員会は、臨床検査士資格認定試験の実務全般を統括する者として、試験委員会の委員のうちから、試験統括責任者1名を指名することができる。

(緊急臨床検査士試験の試験取りまとめ担当及び科目責任者)

第12条 試験委員会は、緊急臨床検査士試験について、試験委員会の委員のうちから、試験取りまとめ担当1名を指名することができる。

- 2 試験委員会は、緊急臨床検査士試験について、第14条に定める試験実行委員のうちから、科目責任者を各科目につき1名ずつ指名することができる。

(試験会場視察者)

第13条 試験委員会は、試験が適切に実施されていることを確認する者として、社員のうちから、試験会場視察者1名を指名することができる。

(試験実行委員等)

第14条 試験委員会は、臨床検査士資格認定試験における問題の作成、採点及び合格者の予備判定を行う、主任試験実行委員1名及び試験実行委員を試験会場ごとに置く。

- 2 主任試験実行委員は、臨床検査専門医、病理専門医、一級臨床検査士の有資格者又はこれらに相当する十分な経験と実力を有する者から、試験委員会において指名する。
- 3 主任試験実行委員は、他の会場と協調して責任をもって試験問題を作成し、試験委員会の承認を受ける。また、筆記試験、実技試験及び口頭試験を準備し、実行する。試験終了後、予備判定会議を開催し、試験委員会が主催する合同判定会議に報告する。
- 4 主任試験実行委員は、自らの業務を補佐する者として、試験実行委員の中から副主任試験実行委員を置くことができる。
- 5 試験実行委員は、臨床検査に精通した医師、臨床検査士資格認定試験合

格者又はこれらに相当する十分な経験と実力を有する者から選任するものとする。

- 6 試験実行委員は、主任試験実行委員の推薦に基づき、試験委員会が選任する。概ね受験者3.5名に対して試験実行委員1名を置くことを原則とする。試験実行委員の委嘱に際しては、同一施設に著しく偏らないよう配慮するとともに、実技試験の公平性を確保するため、できるだけ試験実行委員と受験生が同一施設にならないように配慮する。
- 7 試験実行委員には、当法人の委嘱状を発行する。
- 8 主任試験実行委員は、試験及び試験実行委員を補佐する者として、試験補助者を指名することができる。
- 9 主任試験実行委員、試験実行委員及び試験補助者については、別途臨床検査士資格認定試験 主任試験実行委員等内規（以下「主任試験実行委員等内規」という。）を定める。

（試験問題の取扱い）

第15条 筆記試験、実技試験及び口答試験を作成する際は、各科目の主任試験実行委員を中心に内容を十分検討する。

- 2 試験問題の作成に携わった者は、試験問題を他に漏洩してはならない。
- 3 主任試験実行委員等内規に遵守すべき事項について定め、主任試験実行委員、試験実行委員及び試験補助者から、試験内容及び個人情報の秘密保持に関する誓約書を徴する。

（日当）

第16条 試験統括責任者、試験取りまとめ担当及び科目責任者、試験会場視察者、試験実行委員及び試験補助者に、謝金、旅費細則に基づき日当及び交通費を支払うことができる。

（一級臨床検査士の資格更新）

第17条 一級臨床検査士の資格登録期間は、当該試験に合格した年の翌年1月1日から5年間とし、資格登録期間満了をもって、一級臨床検査士の資格は効力を失う。

- 2 一級臨床検査士の資格は、5年ごとに更新することができる。
- 3 第1項の資格の更新を希望する者は、資格登録期間中に更新申請の資格審査基準を満たす単位を取得し、所定の書類を提出し、第1項の資格登録期間の最終年に、資格更新試験を受験し合格しなければならない。これらを満たした場合に更新される。

- 4 試験委員会は、更新申請書類を審査し、更新申請者が受験資格を有するか否かを決定する。
- 5 資格更新試験の合格者は、試験委員会が決定する。
- 6 第1項の規定にかかわらず、平成28年までに一級臨床検査士に合格した者の資格登録期間は、無期限とする。

(更新の猶予)

第18条 前条第1項の資格登録期間の最終年において次に掲げる事由のある場合は、本人の申請により、試験委員会が審査した上、一級臨床検査士資格の更新を猶予することができる。ただし、(1)及び(2)の期間は原則として6か月以上、(3)乃至(5)の期間は原則として1年以上とする。それ以外の事由については試験委員会にて検討する。

- (1) 長期療養（休業を伴うもの）
 - (2) 海外出張、在留
 - (3) 育児休暇
 - (4) 介護休暇
 - (5) 長期離職（進学を含む）
 - (6) 不測の事故、事象
 - (7) その他やむを得ない事由
- 2 前項の猶予申請は1年ごとに行うものとし、猶予期間は原則として2年までとする。
 - 3 第1項の事由による猶予の後、資格を更新した場合、猶予期間は更新期間に含まれるものとする。
 - 4 第1項の事由による猶予を受けた者は、猶予期間中、一級臨床検査士の称号を使用することができない。

第4章 遺伝子分析科学認定士資格認定試験

(遺伝子分析科学認定士資格認定試験)

第19条 遺伝子分析科学認定士資格認定試験の実施については、遺伝子分析科学認定士資格認定試験規程に定めるところによる。

第5章 POC T測定認定士資格認定試験

(POC T測定認定士資格認定試験)

第20条 POC T測定認定士資格認定試験の実施については、POC T測定

認定士資格認定試験規程に定めるところによる。

第6章 改廃

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成25年3月24日から施行する。

附則（令和2年1月25日改定）

1 この規程は、内閣府公益認定等委員会より、遺伝子分析科学認定士資格認定試験及びPOCT測定認定士資格認定試験に関する事業を行うことについての変更認定を受けた日から施行する。

平成25年3月24日制定

平成28年3月27日改定

平成29年1月28日改定

平成31年3月24日改定

令和2年1月25日改定

令和2年11月29日改定